

山口県文書館Web古文書 第1週（解答編）

江戸時代の旅 1

—旅に出る時のルール—

史料1

(毛利家文庫「二十八冊御書付」)

「六」覚

(儲け)

(暇無し)

一在々之者共まふけの為と候て、暇なしに

(すぐに)

長崎へ参り、すくに行留り、在々漸々人

すくなく成、耕作の為宜しからざる

(申)

よし相聞候、暇なしに他国出候儀は

先年方之御法度候、自今以後為商売

(抜け)

暇を乞、参候ものハ格別、暇なしにぬけ候て

長崎へ参り候ものハ、再御国中へ御戻し

不被成候条、此段百姓中納得候様二念を入

可被申聞候事

右之通毎年一度宛才判中江可被申触候、以上

正徳四年五月朔日

(当職浦元敏)
浦 函書

(当職日野元幸)

日 大学

御代官中

●概要

正徳四年(一七一四)五月一日付けの萩藩の法令。当職(国元の民政・財政を管轄する重役)浦
函書・日野大学が、各代官(藩内の民政を担当する地方官)に宛てたもの。村々の百姓らに対し、
藩の許可なく長崎など他国へ出ることを禁止する原則をきちんと守らせるよう命じた内容。

●大意

村々の者(百姓)たちが、商売のためと言って藩の許可なく長崎などに往き、そのまま同地に留
まったりするので、村々ではだんだんと人口が減り、耕作に支障を来す状況があると聞いている。
許可なく他国へ出ることには以前よりご法度(禁制)である。今後商売のために許可を得て出かける
ものは別にして、許可なく村を出て長崎などに行ったものは、二度と国中には帰さないで、この
ことを代官から百姓たちに納得させるよう、念を入れて申し聞かせるように。

右のことを毎年一度ずつ、担当する宰判中へ申し触れるように。

史料2

(毛利家文庫「二十八冊御書付」)

「六」覚

(抜け参り)

一伊勢へぬけ参仕候儀、先年よりの御法度候、然とも于今不絶ぬけ参仕之由相聞、不

謂儀候、且又御国方伊勢への往来凡

三四十日ハ懸り可申候、此日数之中、地下に

其者共之居不申を庄屋・畔頭も不存

候哉、欠落者之外、終に申出無之候、

自今以後男女共二人ニても暇なしに

其地下を出候もの於有之者、七日方内に

可申出候、若緩仕、不申出におゐてハ

公儀申出、庄屋・畔頭の越度に可申付候事

右之通毎年一度宛可申聞候、以上

正徳四年五月朔日 御代官

諸庄屋中

●概要

正徳四年（一七二四）五月一日付けの萩藩の法令。史料1を受け、代官が管轄する宰判内の村の庄屋に宛て通知したもの。史料1の内容をふまえつつ、表現には違いがあり、より具体的な指示となっている。

●大意

伊勢神宮へ抜け参宮することは以前よりこの法度である。ところが、現在も絶えず抜け参りをしていくようであり、けしからんことである。また、国許から伊勢へは往復三〇〇四〇日もかかる。その間、村にその者がいないことを庄屋や畔頭も知らないのであろうか。村から出奔した欠落者とは別に、藩に申し出ることなく、男女とも一人でも許可なくその村を出るものがあったら、七日以内に藩に申し出るように。もし怠慢し、藩に申し出なかった場合は、藩上層部に伝え、庄屋・畔頭の落ち度として処罰する。

右のことを毎年一度ずつ、村人たちへ申し触れるように。

手形

防州吉敷郡矢田村百姓

金津治兵衛立願有之、伊勢

参宮仕候、宗門旁相改、無紛者二

御座候条、海陸諸御関所

無其煩御通可被下候、已上^①

(萩藩六代藩主毛利宗広)

延享四卯ノ

松平大膳大夫内

正月廿一日

鷲頭小右衛門

印

諸所

御究衆中

●概要

延享四年（一七四七）一月二十一日、萩藩の山口代官鷲頭小右衛門名で出された、いわゆる往来手形。萩藩領周防国吉敷郡矢田村（現山口市矢田）の百姓金津治兵衛が伊勢参宮に行くことを許可されたときのもの。なお、史料4とは別の時期の文書。

●大意

周防国吉敷郡矢田村の百姓金津治兵衛に立願の思いがあり、伊勢参詣をいたします。この者については宗門改めも行い、問題のない者です。海陸の関所を支障なく通過させてやってください。

史料4

(金津家文書400)

御断申上候事

私儀多年宿願御座候二付、当月廿日頃出立、
伊勢大神宮江参詣仕度奉存候、四月上旬
二者罷帰申候間、御心入を以右日数御暇被遣
往来御手形被下置候様奉願候、私留守中
御用筋之儀者、倅三五郎江代勤被仰付被遣
候様、偏二奉願候、此段宜被成御沙汰可
被下候、以上

寅ノ二月

給庄屋

金津治郎兵衛

小都合

中川源右衛門殿

右前書治郎兵衛方御願申出候通、被遂

御許容被遣候様奉願候、於他国万一御物切二
罷帰不申候ハ、私共連帰御厄害懸ケ
申間敷候、以上

同日

五人組

同 二郎左衛門

同 十五郎

同 三郎兵衛

同 作二郎

※裏書が見える箇所は省略しています。

●概要

寅(年未詳)二月、萩藩領周防国吉敷郡矢田村(現山口市矢田)の給庄屋(給地を管轄する村役人)金津治郎兵衛が、伊勢参宮のため村を離れることの許可を求めた文書。いわば旅行申請書。あて先の「小都合」は給庄屋をたばねる役職。五人組の百姓が連名で奥書し、もし期限までに帰ってこないような場合は、自分たちが連れ戻しに行くことを保証している。

●大意

私、給庄屋金津治郎兵衛は、長年の宿願があり、今月の二十日頃出発して、伊勢参宮に行きたいと考えています。四月上旬には帰ってくる予定ですので、どうかその間、庄屋の職務はお暇をいただき、往来手形を発給していただきますようお願いいたします。私の留守中、庄屋の仕事は倅の三五郎に代役を命じられますようお願いいたします。以上、よろしくご沙汰ください。

右前書きのように、治郎兵衛の願出を許可いただきますようお願いいたします。万一、期日までに帰ってこない場合には、私たち五人組の者が治郎兵衛を連れ帰り、ご厄介はおかけしません。